

尾張西部国営施設機能保全事業

日光川河口排水機場基礎耐震化対策（その7）工事

現 場 説 明 事 項

（第1回変更）

東海農政局 木曾川水系土地改良調査管理事務所

## 1. 一般事項

### 1) 見積に関する事項について

(1) この工事の見積の提出は、工事請負変更契約書案、契約変更等協議文書及びこの現場説明事項に記載する条件により東海農政局随意契約見積心得（以下「見積心得」という。）に従って行うものとする。

ただし、見積心得第5条第4項については「第2項の見積りには、前条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。」と読み替える。

また、郵送、電子契約システム又は電子メールによる見積の場合は、次のことに留意すること。

・見積の結果、予定価格に達した見積がないときの再度の見積については、別途、指示するので、契約変更等協議書4. 変更見積書提出日時に連絡のとれるようにすること。

・郵送による見積書の提出については、契約変更等協議書4. 変更見積書提出日時の前日（前日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日の場合は、その直前の開庁日）までに東海農政局会計課事業経理調整係へ必着のこと。ただし、提出方法については簡易書留に限る。

・電子契約システムによる見積書の提出については、契約変更等協議書4. 変更見積書提出日時までに完了すること。

・電子メールによる見積書の提出については、契約変更等協議書4. 変更見積書提出日時までに tokai\_nyusatu@maff.go.jp宛送信すること。

(2) 本工事の見積に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(3) 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

### 2) 部分払いについて

（変更なしにつき省略）

### 3) 工事請負契約書案について

（変更なしにつき省略）

### 4) その他

（変更なしにつき省略）

## 2. 特別指示事項

### 1) 一般事項

（変更なしにつき省略）

### 2) 工事概要

特別仕様書に示すとおり。

### 3) 工事仕様書（土木工事共通仕様書、特別仕様書）

（変更なしにつき省略）

### 4) 契約に係る事項

別紙のとおり

### 3. 質 疑

現場説明事項に関する質問があるときは、令和8年1月22日12時までに書面（FAX可）をもって東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所保全整備課長あてに提出するものとする。

質問があった場合は令和8年1月22日17時までに書面で回答する。

※下線部は変更箇所

(別 紙)

## 契 約 に 係 る 事 項

### 1. 工種体系区分等について

本工事における工種区分は「その他土木工事(2)」、積算体系年月及び適用単価期は「令和7年3月」、共通仮設費率及び現場管理費率の補正に係る施工地域区分は「補正なし」、地域区分は「愛知(1)」、地区区分は「飛島」を適用している。

### 2. 資材価格

土地改良事業等請負工事予定価格積算に用いる資材価格(東海農政局公表分)は、以下に公表している。

<https://www.maff.go.jp/tokai/noson/nn/price/index.html>

### 3. 工期

本工事の積算上の工期は、令和7年7月30日～令和9年6月14日(686日間)としている。

なお、施工時期及び範囲は、下記のとおり計画している。

海側(令和7年11月～令和8年5月)

川側(令和8年11月～令和9年5月)

### 4. 地盤改良工について

#### 1) 特許使用料について

特別仕様書第4章4(6)に示す特許使用料は、JETCRETE研究会の公表する特許使用料(1,500円/m<sup>3</sup>(税抜き))を計上している。

#### 2) 用水費について

地盤改良工で使用する用水の費用については、海部南部水道企業団の公表する臨時水道使用料金(330円/m<sup>3</sup>(税抜き))を計上している。水道管については本施工現場へ布設済みである。

#### 3) 事後調査ボーリングの削孔土質について

事後調査ボーリングの削孔土質については下表のとおり想定しているが、土質構成は実績により変更する。

(削孔延長：m)

ボーリング箇所	事後調査ボーリング	
	(D-5×D-6)	(B-2×B-3)
ノンコア 粘性土	-	5.8
ノンコア 砂質土	2.0	8.0
ノンコア 礫質土	-	-
ノンコア 軟岩	3.7	0.5
ノンコア 計	5.7	14.3
オールコア 粘性土	-	-
オールコア 砂質土	-	-
オールコア 礫質土	-	-
オールコア 軟岩(改良体)	23.0	23.0
オールコア 計	23.0	23.0
合計	28.7	37.3

#### 4) 地盤改良工(陸上施工)について

地盤改良工(陸上施工)のN=6本(海側5本、川側1本)については調整中のため、調整完了後に変更追加する予定である。

## 5. 鋼管矢板圧入工について

特別仕様書第10章8鋼管矢板工における鋼管矢板圧入工は、「鋼管矢板工法 鋼管矢板圧入標準積算資料（一般社団法人 全国圧入協会）」の歩掛を準用しており、内、施工規模による補正係数は-0.25を使用している。

また、鋼管矢板圧入にあたって採用した土質条件は図面に示すとおりであり、海側は「R1 Bor No. 4」及び「R1 Bor No. 5」、川側は「R1 Bor No. 3」及び「R1 Bor No. 2」から、何れも最大N値（65）を含む層が鋼管矢板先端部に存在すると想定している。

## 6. 工事現場発生材の仮置きについて

本工事で発生した工事現場発生材（鋼材等有価物）の集積場所については飛島村保有の東グラウンド（位置図参照）とする。

## 7. 建設資材廃棄物について

既設構造物撤去に伴い発生する建設資材廃棄物（コンクリート）、地盤改良工に伴い発生する建設資材廃棄物（汚泥）の数量については、実績数量を踏まえ変更協議するものとする。

なお、施工現場から処理場までの運搬距離は、コンクリートについては片道5.0km、汚泥については片道3.8kmを見込んでいる。

## 8. 鋼管矢板施工における仮設工等について

鋼管矢板施工で使用する仮設構台（1）の構造のほか、クレーン及びクレーン付き台船の規格については調整中のため、変更する場合がある。

## 9. コンクリート削孔に使用する台船について

1) 海側の施工時は組立台船を使用し、28隻構成のうち、コンクリート削孔機の一部（本体部分）と9隻の組立台船の構成で名古屋港一般棧橋から艀装し、国道23号線の日光川河口排水機場吐出水路下流の橋梁を通過して施工場所へえい航する。その後、施工場所で19隻を追加して28隻とした状態でコンクリート削孔機のリーダーを引き起こし、ケーシング等残りの機材を装備しよう考えているが、19隻を追加する際に台船喫水差の解消対策を見込んでいないため、施工方法について事前に監督職員と協議するものとする。また、組立台船の分解時は逆の手順で考えている。

なお、組立台船の基地から施工現場までの運搬距離は101kmを見込んでいる。

2) 川側の施工時は台船を使用し、コンクリート削孔機の一部（本体部分）を名古屋港一般棧橋で艀装し、日光川水閘門を通過して施工場所へえい航する。その後、施工場所で削孔機のリーダーを引き起こし、ケーシング等残りの機材を装備しよう考えている。

なお、台船の基地は名古屋港を考えている。

3) コンクリート削孔機の施工場所での組立は、海側では陸上からのクレーン吊り込み、川側では台船からのクレーン吊り込みを考えている。

## 10. 撤去工（支障物撤去）について

エプロン切削撤去（支障物撤去）については、中掘ケーシング及びグラップルを用いて、支障物の内容や範囲を確認し、仮想ケーソン工の施工方法の検討に資することを目的に行う。

## 11. 撤去工（拡張部）について

DK-17部のエプロン切削において支障物が確認されている。このため、DK-8～DK-17については支障物の影響を受けない位置に施工位置を変更する。なお、削孔済みのDK-18～20については追加切削により削孔幅を拡張し、仮想ケーソン工の連続性を確保するものとする。

## 12. 撤去工（円周切削部）について

エプロン切削において支障物を確認し、コンクリート撤去ができなかったDK-17、反力架台部についてはエプロン切削のみの施工とし、産業廃棄物処理費等については計上しない。

13. 事前調査ボーリングについて

事前調査ボーリングは、エプロン厚の確認及び地盤改良工の施工に影響を与える支障物の有無を確認することを目的に行う。なお、柱状図作成及び標準貫入試験は行わない。

14. 地盤改良工について

川側施工時の現地作業条件については調整中のため、変更する場合がある。

15. 鋼管矢板材料について

鋼管矢板工（海側）において未使用の鋼管矢板材料2本の取扱いについては調整中のため、調整完了後に変更する予定である。

※下線部は変更箇所

殿

氏名（法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名）

（郵便番号 — ）電話番号 — —

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について下記により説明します。

記

1 工事の名称 \_\_\_\_\_

2 工事の場所 \_\_\_\_\_

3 説明内容 添付資料のとおり

4 添付資料

(1) 別表（別表1～3のうち該当するものに必要事項を記載したもの）

別表1（建築物に係る解体工事）

別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

(2) 工程の概要を示す資料（できるだけ図面、表等を利用する。）

(3) 都道府県知事等の発行する処理施設の許可証の写し

※ 欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別 紙

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (            )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2 解体工事に要する費用（直接工事費） \_\_\_\_\_ 円（税抜き）

- (注) ・解体工事の場合のみ記載する。  
 ・解体工事に伴う分別解体及び積み込みに要する費用とする。  
 ・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

(注) 建設現場において再資源化する場合については、記載不要。

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用  
 （直接工事費） \_\_\_\_\_ 円（税抜き）

(注) 運搬費を含む。

## 分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
工事の種類		<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事	
		<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
使用する特定建設資材の種類 (新築 維持 修繕工事のみ)		<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材	
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 年 その他 ( )	
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 敷地境界との最短距離 約 m その他 ( )	
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果		工事着手に実施する措置の内容
	作業場所の状況	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他 ( )	
	搬出経路の状況	障害物 <input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他 ( )	
	付着物の有無 (解体 維持 修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無	
	その他		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他 ( ) その他の場合の理由 ( )	
工作物に用いられた建設資材の量の見込み (解体工事のみ)		トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み (全工事) 並びに特定建設資材が使用される工作物の部分 (新築・維持・修繕工事のみ) 及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分 (維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考			

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。